

新型コロナウイルスの影響に対する支援策

大仙市中小企業振興資金（マル仙緊急対策）制度概要

1. 目的 … 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業を支援するため、大仙市中小企業振興資金制度を拡充し、通常分とは別枠の融資枠を設定するもの。
2. 取扱金融機関 … 秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫の市内各支店
3. 実施要領
 - ①対象者 … 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、経営の安定に支障が生じている事業者（**セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けている事業者**）で、市内に1年以上住所または事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市税を完納している中小企業者及び小規模企業者
 - ②資金用途 … 事業に必要な運転資金および設備資金
 - ③貸付限度 … 2,000万円
※マル仙、マル仙小口の貸付残高は含まない
 - ④申請期間 … 令和2年3月18日から令和3年3月31日まで
※上記期間に融資の申込を受け融資が行われること
 - ⑤融資期間 … 運転資金・設備資金ともに10年以内
※令和3年3月31日までに融資実行される場合は、1年以内の元金返済据置期間を含む
 - ⑥返済方法 … 割賦または一括償還
 - ⑦保証条件 … 連帯保証人は原則として、法人は代表者のみ、個人事業者は不要
 - ⑧貸付金利 … 市が0.5%を負担することで**実質金利は1.05%または1.25%**
 - ⑨保証料 … 年率0.76%または0.88%（全額市が負担）
4. 申込受付場所 … 取扱商工団体（大曲商工会議所、大仙市商工会各支所）
5. 事務手続
 - ①融資を受けようとする者は、セーフティネット保証4号又は5号の認定書のほか必要書類を添付し、取扱商工団体を経由して、取扱金融機関に融資の申込みをするものとする。
 - ②申込書を受理した取扱商工団体は、当該申込者の営業内容等を調査し、取扱金融機関の意見を付して保証協会に通知するものとする。
 - ③保証協会は、必要事項を調査し、所定の保証手続きを行い、その後、取扱金融機関において融資実行するものとする。

6. その他

- ①本制度の関係書類には一般保証と区別するため、「**㊦**緊急対策」と表示する。
- ②緊急対策分の借り換えによるマル仙への返済は禁止する。